

介護職が行っても問題ない医療行為についての解説

平成 17 年 7 月 26 日、厚労省から発出された「医師法第 17 条及び保険助産師看護師法第 31 条の解釈について」の通達から介護職が行っても問題ない医療行為は以下の通りと解釈される

水銀体温計・電子体温計による体温の計測

耳式電子体温計により外耳道で体温の測定

自動血圧測定器により血圧の測定



但し、水銀血圧測定器による測定は介護職の医療行為としては禁止されている

軽微な切り傷、擦り傷、やけど等については、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること
(汚物で汚れたガーゼの交換を含む。)



- ・ 切り傷、刺し傷等 ⇒ 傷口を清潔にして、ガーゼ、ばんそうこうなどで傷口をふさぐこと
- ・ やけど等 ⇒ 患部に冷水を当てて包帯などでまく等の処置をすること
- ・ 患部の清潔を保つためのガーゼ交換⇒ピンセット等を使い患部のガーゼを交換をすること

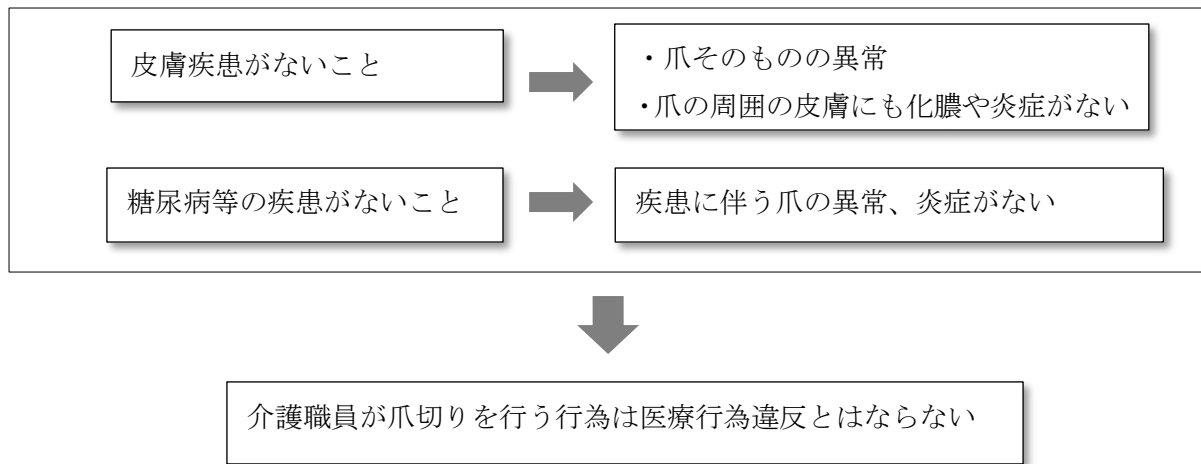
耳垢を除去すること

医薬品について

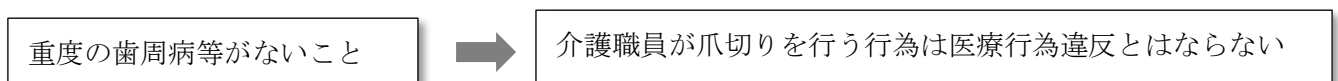
| 介護職が行える医療行為の種類 | | 注意点 |
|-----------------------|---|--|
| 医師の処方を受けている医薬品の投与 | ⇒ | <u>医師の処方を行っていない市販の医薬品</u> の投与は行うことが出来ない |
| 皮膚への軟膏の塗布 (褥瘡の処置を除く。) | ⇒ | これら薬の投与は予め医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の指導を受けてその通りに行わなければならない ↓ スタッフの勝手な判断で処方してはいけない。 |
| 皮膚への湿布の貼付 | | |
| 点眼薬の点眼 | | |
| 内用薬の内服 (舌下錠の使用も含む) | | |
| 肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧 | | |

爪切り、歯磨きについて

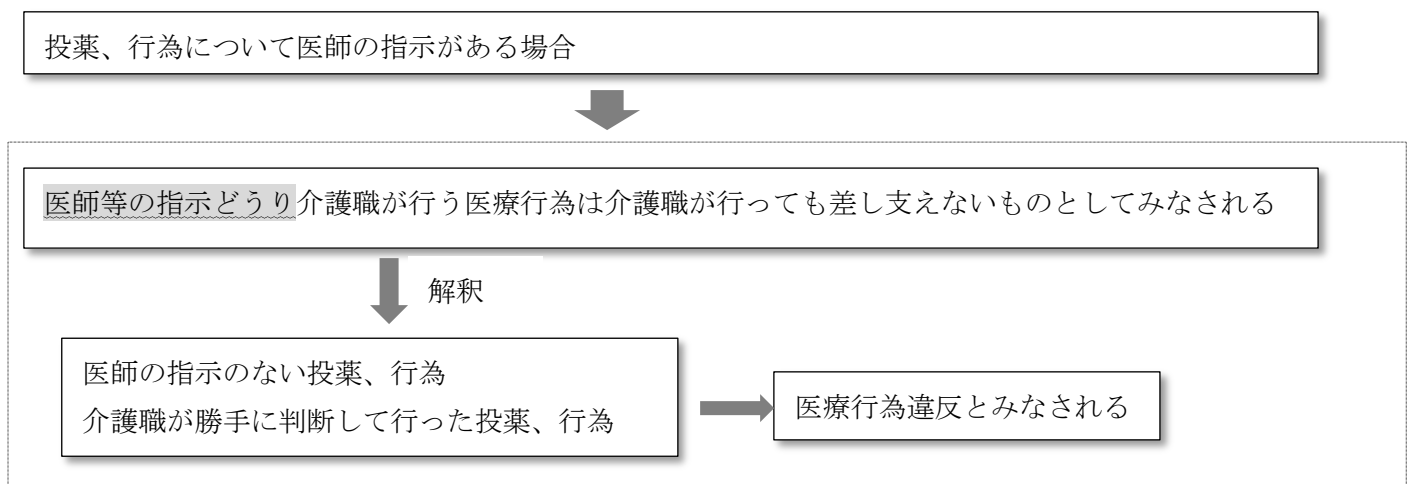
■爪切り



■歯磨き



介護職が医療行為を行う際の注意点



応急手当について

緊急時の時に限って、医師の指示がなくても介護職が行えるものとする

(切り傷、擦り傷、やけど等)